

平成 23 年 第 2 回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成 23 年 2 月 23 日 (水) 午後 1 時 40 分開会

午後 3 時 43 分閉会

開催場所 摂津市役所中会議室

付議事件

議案番号	件名	審議結果
8	校長退職内申の件	承認
9	校長採用内申の件	承認
10	校長配置換内申の件	承認
11	教頭退職内申の件	承認
12	教頭採用内申の件	承認
13	教頭異動内申の件	承認
14	教頭配置換内申の件	承認
15	市籍指導主事等退職内申の件	承認
16	市籍指導主事等割愛内申の件	承認
17	本市公立学校教職員の服務上の措置の件	承認
18	教育委員会事務局職員の任免の件	承認
19	平成 23 年度歳入歳出予算教育費原案承認の件	承認
20	摂津市文化財保護審議会への諮問の件	承認

出席者

委員 長	新庄慶昭	教育総務部長	馬場 博	教育総務部参事	以 登田 毅 岩見賢一郎 大橋徹之 日垣智之 奥村有理
委員 長		生涯学習部長	宮部 善隆	兼教育研究所長	
職務代理者	溝口重雄	教育総務部理事	市橋正己	総務課長	
委員	大矢優子	教育総務部次長		学務課長	
教育長	和島 剛	兼学校教育課長	前馬晋策	総務課参事	
		生涯学習スポーツ課長	小林寿弘	兼課長代理	
		生涯学習スポーツ課参事		総務課管理係員	
		兼安威川公民館長	上 清隆		
		青少年課長	門川好博		
		市民図書館長	池上敦実		
		学校教育課参事			
		兼課長代理	谷田 学		

委員長	<p>ただいまから、平成 23 年第 2 回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は溝口委員長職務代理者です。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議案審議に入る前に、議事進行についてお諮りいたします。</p> <p>本日の付議事件、議案第 8 号から議案第 18 号につきましては、教育委員会の人事に関わる案件であり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 13 条第 6 項の規定によりまして、秘密会とさせていただきます、関係部課長の出席を求め審議し、その後、議案第 19 号から順次審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
全委員	異議なし
委員長	<p>異議なしという事ですので、秘密会とします。暫時休憩といたします。</p> <p>【以下、秘密会のため削除】</p>
委員長	再開します。議案第 19 号「平成 23 年度歳入歳出予算教育費原案承認の件」を上程いたします総務課長から説明をお願いします。
総務課長	<p>議案第 19 号「平成 23 年度歳入歳出予算教育費原案承認の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。</p> <p>【以下議案書、参考資料等により説明あり】</p>
学務課長	【以下議案書、参考資料等により説明あり】
教育総務部次長	【以下議案書、参考資料等により説明あり】
教育研究所長	【以下議案書、参考資料等により説明あり】
生涯学習スポーツ課長	【以下議案書、参考資料等により説明あり】
青少年課長	【以下議案書、参考資料等により説明あり】

市民図書館長

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

委員長

何か質問等はございますか。

大矢委員

12月に予算概要の説明を受けたのですが、最終的には今回の資料で決定ということでしょうか。

教育長

そうです。

大矢委員

耐震工事についてですが、別府小学校では工事を1年ずらしたということですか。

教育長

耐震工事を空けることはしたくないと思っています。2校を同時にするという事は予算の関係もありますので、1年先になったということですね。

総務課長

今の率は64.6パーセントです。今回予算要求させていただいております、第二中学校と別府小学校の体育館が残りますが、その他の体育館につきましては全て完了しております。2校の工事が完了いたしましたら、文部科学省が基準としております、IS値0.7以上になります。

委員長職務代理者

学校教育相談員配置理由は、12月のときにも聞いておりますが、一般財源、いわゆる税金で新規にしようとしているわけですが、この位置付けは極めて厳しいものだということが学校管理職にわかるように、きっちり説明していただきたい。相談員配置理由、事業内容は事務局に相談員を配置と記載ありますが、先程の課長の説明で巡回とありました。相談者を待っているのではなく、押しかけていくという姿勢であってほしいと思います。まず、そもそも教職員の指導育成は学校長、教頭に責任があります。若いということは、いい面もあり悪いこともあります。改革という面では、若手に期待し、育成に励んでいただきたいと思います。6年未満の人が4割という、厳しい実態があるということですが、これをいい方にしていただきたいと思います。先生というのは、教職の特別公務員でありますので、ベテランだろうが若手だろうが教職員は教職員ですので同じ気持ちでやっていただかなければ意味がありません。手取り足取りしてあげるのは、学生までです。しかし、実際問題それがで

きないから、摂津は、一般財源、つまり市民の税金で400万を費やすわけです。これは、本当に有効に使っていただかなければいけませんし、この意義を現場に浸透させなければなりません。

委員長

ひとつ、よろしくをお願いします。他に質問はございますか。無いようでしたら、議案第19号「平成23年度歳入歳出予算教育費原案承認の件」について原案どおり承認いたします。

続きまして、議案第20号「摂津市文化財保護審議会への諮問の件」を上程いたします生涯学習スポーツ課長から説明をお願いします。

生涯学習スポーツ課長

議案第20号「摂津市文化財保護審議会への諮問の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

委員長

何か質問等はございますか。無いようでしたら、議案第20号「摂津市文化財保護審議会への諮問の件」を原案どおり承認いたします。続いて報告事項にうつります。事業実施に伴う奨励援助の件について総務課長から説明をお願いします。

総務課長

〔事業実施に伴う奨励援助の件について報告あり〕

委員長

何か質問等はございますか。無いようでしたらその他にうつります。

教育総務部次長

〔以下、参考資料等により、(1)平成23年度1月までの問題行動等件数について報告あり〕

委員長

何か質問等はございますか。

大矢委員

周りで見ている生徒ということですが、止めたくても止めたら自分に矛先がくるのではないかという心配があるので、学校全体でとか生徒会が中心となってなどうまくもっていけたらと思います。

委員長職務代理者

いじめの関係ですが、なかなか問題は発生しても、これを解決するというのも難しく、長い時間をかけて対応していくしかない

思います。例えば虐待といじめは全く違います。違うがゆえに、法律で通報しなければならないと義務になっています。つまり、学校や地域の文化ではできないということで、法律にまで浸透しているのです。見て見ぬふりをするということは、通報をするという文化ができていないということです。正しいことであれば、きっちり生徒会や教職員が教えていかなければならないと思います。1番下の対教師暴力についてですが、カウンセラー等の力を借りて継続的に指導していくということですが、1番身近に接触していく立場の担任が指導すべきではないですか。学級担任が、どのような働きかけをしたのか、わかりませんが、被害の程度にもよりますが、担任が毅然とした態度を見せるべきです。担任が、ちゃんとしていけばなくなっていくと思います。担任ではなく、カウンセラーや校長が間に入っていくということは非常に残念なことです。どこまで担任が対応したのか、ということも重要な部分です。

教育総務部次長

毅然とした態度であるとか、指導等はこの中学校にもあります。今、悩んでいるのが、我々の常識を超えたキレ方や怒りがあります。常識が通じない、突発的な暴力、我々の常識では計れないところを、補っていただくためにスクールソーシャルワーカー等と連携しなければならぬと思っております。その一握りの子どもたちのために学校が必死になって取り組んでおります。また、学校にも指導していきたいと思っております。

委員長

ありがとうございました。では、次に移ります。

教育総務部次長

〔以下、参考資料等により、(2)平成23年度摂津市教育方針の件について報告あり〕

生涯学習スポーツ課長

〔以下、参考資料等により、(2)平成23年度摂津市教育方針の件について報告あり〕

委員長

何か質問等はございますか。

大矢委員

重点事項についてなのですが、昨年度に比べて大幅に転換しています。協働という言葉の基に全て置かれていると思うのですが、今摂津市の子どもたちに協働というテーマが必要なのでしょうか。

教育総務部次長	<p>事務局の考えの中で、つながりのまち摂津というように考えましたら学校だけでは解決しない、地域の問題でもない、家庭の問題でもない、やはりそれぞれが協働というよりも協担と言った方がいいのかもしれないですけども、自分がすべきことをきちんとして課題というものを共有化していったら改めて考えようと思っております。総計も意識しまして、協働という言葉を出していきたくて思っております。特に、学校教育でいいましたら、学校の責任というものをきちんとしていきたくて思っております。</p>
大矢委員	<p>学力も大切ですが、その為にもう一つ、学校が一つになるための協働を全面的に、教育委員会として出していこうということでしょうか。</p>
教育総務部長	<p>第4次総計が始まります。教育基本方針を議論する中で第4次総計を取り入れるにあたりまして、やはり市民と行政のコラボレーションを進めていこうという視点で行っております。今年は、協働というテーマの基、教育行政を行っていこうと思っております。</p>
委員長職務代理者	<p>協働の関係ですが、市の大きなテーマでもあります。協働というのは、言うべくして簡単なことではありません。残念ながら志水先生の講演会には出席することはできませんでしたが、本を通じて賛同できる部分とできない部分があります。先生の言われる「つながり」は学校用語で社会関係資本という表現されていますが、これはまさに協働ということです。いうべきしてなかなか難しいと思いますが、学校、地域、家庭ということで、1つ1つの協働が重要視されています。秋田県下の学校が非常に素晴らしい成績を残しています。摂津市内のある中学校が非常に厳しいということは聞きますが、志水先生の言う人間関係の繋がり、絆を深めなければ、学校現場にも伝わらないと思います。教育方針なのですが、ただ1点欠落しているのは11ページにつきまして、教育委員会の活性化につきましては何1つ記載がありません。これは、教育長先頭に5人の委員がしっかりしてほしいということだと思います。今までしてきた提案、学校との交流、我々の思いをいくつか伝えることができたと思っております。そこで、15校の協議員の方と交流を深めるとか、議会の文教委員は5人おられると聞いておりますので丁度いい懇談ができるのではないかと考えております。合うだけでも大きな意味があると思います。委員会が外にでて、取り組まない前に進みま</p>

せん。申し訳ありませんが、市民の方の傍聴者はいません。以前に市会議員が傍聴に数名来られていましたけれど、今はもう途絶えてしまいました。協働ということ、自らするということが大事であり、具体的には個々の委員が取り組んでいかなければなりません。ただ、この中で私の意見をいいますと、まず未定稿の目標、これは今までなかったことです。学力問題について国・府の平均に達することを目標とするということは当然のことです。しかし、平成 32 年度までにと記載されていますが、10 年というのは長すぎます。小学校でも 6 カ年、中学校は 3 カ年サイクルですのでこの文言を入れるのならば、最低でも 3 カ年というのが限度です。このような、文言を公表することを私は賛成いたしません。もう 1 点は、先程の協働ですが、家庭・地域との連携とありますが、学校協議会これからますます活躍していただけたらと思います。その一つのルールの徹底ということが人間基礎教育の中の挨拶というのがあります。この 5 つはどれ 1 つとして蔑ろにできません。しかし、いつも唱えているようでは、説得力がありません。これを、テーマと期限年を設定して各学校、全校取り組んでもらわなければなりません。見違えるような評価を得られるような成果が必要ではないかということです。学校、摂津市が考えている基準、目標を浸透させなければなりません。子どもたちにも見せて、学ばせるということも大事なのではないのでしょうか。このような意見の中で、1 回事務局の方で考えていただければと思います。理念だけでは、なにもなりません。

教育長

今、会議のあり方、人間基礎教育のあり方の提案ありました。幼稚園、小学校、中学校では、人間基礎教育はかなり浸透しています。しかし、私が 1 番心配しているのは家庭です。子どもは家庭で挨拶をしているのか。と心配になります。今の学校での取り組みの実態を 1 度お示ししたいと思います。また、学力などにつきましては、それだけに絞って改めて議論したいと思います。

委員長

また、学力などにつきましては日を改めて議論したいと思います。

教育総務部次長

未定稿につきましては、教育方針のあり方を分かりやすいようにと以前にご提案ありましたので、いま一度整理させていただき意味でも、作成させていただきました。総計を意識して 32 年度までと入れさせていただきましたので、年度を外して学校に配付したいと思います。

委員長職務代理者 ただ計画ができるということは当たり前のことです。結果、評価に繋げなければならないのです。結果、評価を意識していただきたい。

委員長 他に質問はございますか。続きまして、各課事業報告及び結果報告について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長 〔各課事業予定及び結果報告について説明あり〕

委員長 何か質問はありますか。無いようでしたら、これで平成 23 年 2 回定例会を終了いたします。ご苦労様でした。